

表 彰 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、定款第7条第1項第12号に規定する表彰について必要な事項を定めることを目的とする。

(被表彰者)

第2条 表彰は、次に掲げるものについて、本規程に定めるところにより行う。

- (1) 優良組合
- (2) 中央会功労者
- (3) 組合功労者
- (4) 優良青年部
- (5) 中央会優良職員
- (6) 組合優良職員
- (7) その他の表彰

(表 彰)

第3条 表彰は、本会の通常総会または記念式典において、会長から表彰状を授与して行う。ただし、前条第7号に規定するその他の表彰についてはこの限りでない。

(表彰の決定)

第4条 表彰の決定は、会長が表彰選考委員会にはかり決定する。ただし、第2条第7号に定める表彰については会長が決定し、表彰選考委員会に報告するものとする。
2. 本規程に定める資格条件をみたす者であっても、前年度までに既に表彰を受けた者は、表彰対象より除外する。

(表彰選考委員会)

第5条 前条に規定する表彰選考委員会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。ただし、理事会をもってこれに替えることができる。

(表彰の取消)

第6条 被表彰者であって、表彰の趣旨に反する行為をなし、または表彰の体面を汚す行為があった場合は、会長は表彰選考委員会にはかり表彰を取消することができる。

第 2 章 優 良 組 合

(優良組合の基準)

第7条 優良組合は、その組織並びに運営が特に優良と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 成立後5年以上を経過していること
- (2) 共同事業の経営が活発に行われていること
- (3) 経営内容が堅実であること
- (4) 事業が適切に処理されていること
- (5) 斯業の改善発達に貢献していること

(優良組合の選考)

第8条 優良組合表彰の選考は、本会において推せんした組合について過去2ヵ年の事業報告書、決算関係書類及び当該年度事業計画書並びに予め本会事務局において調査作成した書類に基き行う。

第 2 章の2 中央会功労者

(中央会功労者の基準)

第8条の2 中央会功労者は、中央会の育成強化に尽し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたる者でなければならない。

(中央会功労者の選考)

第8条の3 中央会功労者表彰の選考は、本会から推せんのあった者について行うものとする。

(中央会功労者の推せん)

第8条の4 中央会功労者の推せんは、推せん書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない

- (1) 履歴書
- (2) 功績の事実を記載した書面

第 3 章 組 合 功 労 者

(組合功労者の基準)

第9条 組合功労者は、組合制度の普及と組合の育成強化に尽し、その功績顕著と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 所属組合が成立後5年以上経過していること
- (2) 55才以上であること。

(組合功労者の選考)

第10条 組合功労者表彰の選考は、組合の理事長並びに本会から推せんのあった者について行うものとする。

(組合功労者の推せん)

第11条 組合功労者の推せんは、推せん書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 功績の事実を記載した書面

第 4 章 優 良 青 年 部

(優良青年部の基準)

第12条 優良青年部は、その組織並びに運営が特に優良と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 成立後5年以上を経過していること
- (2) 青年部の役員熱意、識見、力量が信頼するに足る者であること
- (3) 青年部の組織運営が適切良好であること
- (4) 青年部の事業が健全に運営され組合の事業に対して多大な貢献をしていること
- (5) 組合の運営が優良と認められること

(優良青年部の選考)

第13条 優良青年部表彰の選考は、本会において推せんした青年部について過去2ヵ年の事業報告書、決算関係書類及び当該年度事業計画書並びに予め本会事務局において調査作成した書類に基き行う。

第 5 章 中央会優良職員

(中央会優良職員の基準)

第14条 中央会優良職員は、中央会の業務に精励し、成績優秀と認められ、他の範とするにたる者であって、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 勤続年数20年以上に至ったとき
- (2) 勤続年数30年以上に至ったとき
- (3) 災害を未然に防止し、また非常の際に特に功労があったとき
- (4) その他特に表彰の必要があると認められるとき

(中央会優良職員の選考)

第15条 中央会優良職員表彰の選考は、本会から推せんのあった者について行うものとする。

(中央会優良職員の推薦)

第16条 中央会優良職員の推せんは、次に掲げる事項を記載した書面に推せん理由書を添付して行わなければならない。

- (1) 本人の氏名及び性別
- (2) 本人の生年月日及び年齢
- (3) 採用年月日
- (4) 勤続年月数

第 6 章 組合優良職員

(組合優良職員の基準)

第17条 組合優良職員は、組合の業務に精励し、成績優秀と認められ、他の範とするにたる者であって、次に掲げる資格を備えるものでなければならない。

- (1) 5年以上の勤続者であること
- (2) 他よりの信頼厚く、人格、識見ともに卓越していること

(組合優良職員の選考)

第18条 組合優良職員表彰の選考は、所属組合の理事長から推せんのあった者について行うものとする。

(組合優良職員の推薦)

第19条 組合優良職員の推せんは、次に掲げる事項を記載した書面に推せん理由を添付して行わなければならない。

- (1) 本人の氏名及び性別
- (2) 本人の生年月日及び年齢
- (3) 採用年月日
- (4) 勤続年月数

第 6 章の2 その他の表彰

(その他の表彰の種類)

第20条 その他の表彰は、次に定めるものについて行う。

- (1) 組合等の記念事業等に伴う優良組合、組合功労者、優良青年部、組合優良職員および組合員の従業員に対する表彰
- (2) 後援、協賛等に伴う優秀作品等に対する表彰

(その他の表彰の基準)

第21条 その他の表彰の基準は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号に掲げるもののうち、優良組合については第7条を、組合功労者については第9条を、組合優良職員については第17条を、優良青年部については第12条を準用するものとし、組合員の従業員については業務に精励し、成績優秀と認められ、他の範とするに足る者であつて、15年以上の勤続者である者とする。
- (2) 前条第2号に掲げる者については、実施する団体等が定める表彰基準に適合する者であるものとする。

(その他の表彰の選考)

第22条 その他の表彰の選考は、組合等および後援、協賛団体等から推せんのある者について行うものとする。

(その他の表彰の推薦)

第23条 その他の表彰の推せんは、組合功労者については第11条を、組合優良職員および組合員の従業員については第19条を準用する。

第 7 章 雑 則

(被表彰者の推せん期間)

第24条 被表彰者の推せん期間は、本会で決定する。

2. 推せん期間を経過した後においてなされた推せんは選考対象より除外する。
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、第2条第7号(その他の表彰)については特に推せん期間を定めない。

(勤続年月数及び満年令等)

第25条 勤続年月数の期間及び満年令等の計算は、原則として授賞する日の属する年の4月1日をもってする。

附 則

- 1 この規程は、昭和33年5月24日から実施する。
- 2 昭和52年10月28日、第1条を改正、同日から実施する。
- 3 昭和62年3月25日、第11条の2を改正。昭和62年4月1日から実施する。
- 4 平成3年1月23日、第4章を追加第11条の2から第20条まで改正。同日から実施する。
- 5 平成3年11月25日、第6章の2を新設、第2条から第4条までおよび第20条、第21条を改正。平成3年4月1日から実施する。

- 6 平成21年11月26日第14条を改訂、平成22年1月1日より実施する。
- 7 平成25年4月26日、第17条（組合優良職員の基準）第1項第1号を変更し、平成25年5月1日より実施する。
- 8 平成31年2月19日、第14条（中央会優良職員の基準）第1号を削除し、平成31年4月1日より実施する。

福島県中小企業団体中央会
会 長 殿

団体・組合名

代 表 者 名

印

住 所

電 話 番 号

担 当 者 名

中央会長表彰授与候補者推薦書

1. 表彰の種類 ①組合功労者 ②組合優良職員 ③組合員優良従業員

2. 候 補 者

氏 名 _____

性 別 男 女 _____

事 業 所 名 _____

年 齢 _____ 歳

役 職 名 _____

在 任 期 間 _____ 年 月

3. 推 薦 書

----- ----- ----- ----- -----

4. 刑罰の有無

上記のとおり中央会長表彰授与候補者として推薦いたします。

(必要事項の削除を除き、様式の変更は可とする。以下同)

履 歴 書

氏 名 _____

現 住 所 _____

生年月日 T S 年 月 日 (歳)

年 号	年	月	学 歴 ・ 職 業 ・ 賞 罰 等
			学 歴 (最 終)
			職 歴
			賞 罰